

# 協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



令和5年

10月号

今年度の健診受診（予約）はお済みですか？

**定期健康診断（事業者健診）を受診された事業所の皆さま  
健診結果データのご提供をお願いします。**

（生活習慣病予防健診をご利用になられた事業所様は不要です。）

## 結果データの提供方法



**同意書**を協会けんぽにご提出ください

**協会けんぽが健診機関へ提供依頼を行います！**

※同意書は協会けんぽ鹿児島支部のホームページから印刷をお願いします。



※データを作成できない等の理由により健診機関から協会けんぽへ健診結果の提供ができない場合は、事業所様へ健診結果票(写)のご提出をお願いする場合があります。

## その他の提供方法

### 健診結果票(紙)の写しを提供する方法

健診結果票をコピーし、協会けんぽへご郵送ください。

※提供が必要な検査項目等、提供方法の詳細は協会けんぽ鹿児島支部のホームページをご確認ください。



### 事業所様で提供用の健診結果データ(電子媒体)を作成し提供する方法

協会けんぽホームページより「事業者健診結果データ作成ツール」をダウンロードし、健診結果を入力後、CSVデータを作成します。作成したCSVデータはCD-Rへ格納し、協会けんぽへご郵送ください。

※データ作成手数料の支払いのため覚書の締結に関する書類を協会けんぽよりご案内します。

ご提供いただいた定期健診の結果に応じて保健師・管理栄養士による**健康サポート(特定保健指導)**を実施しております。

対象者様のライフスタイルに合った目標を設定し支援を行っています。

対象となられる方がいらっしゃる事業所様へはご案内をお送りしておりますので、ご案内が届きましたら、対象者様への周知と実施可能な日時、場所等の調整にご協力をお願いします。

※協会けんぽが業務委託を行っている保健指導専門機関よりご案内させていただく場合もあります。

【お問い合わせ先】 保健グループ ☎099-219-1735

# 協会けんぽより負傷原因の照会を行う場合があります

～どうして負傷原因届の提出が必要なのでしょうか？～

健康保険の適用対象となるケガかどうかを確認しています。  
届を提出いただくことにより、①から③のいずれに該当しているかを確認しています。

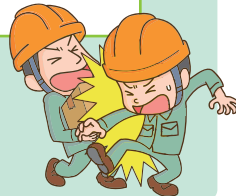


1

**仕事中または通勤途中のケガ**

原則として労災保険の適用です。  
健康保険は使えません。

速やかにお勤めの会社に報告し、労働基準監督署へご相談ください。  
※事業主又は役員の方は基準が異なりますので、協会けんぽに確認をお願いします。



**第三者の行為によるケガ**

「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。  
(負傷原因届の確認後、必要な方に「第三者等の行為による傷病届」を送付させていただきます。)

後日、「第三者等の行為による傷病届」を提出することにより、保険証を使用して医療機関等で受診することができます。その後、協会けんぽより過失責任に応じて加害者（交通事故であれば自動車保険）へ健康保険負担分の医療費等を請求します。

★ 次のような場合が、第三者の行為となります ★

2

・相手方のいる交通事故

・ケンカ・暴力をふるわれてのケガ

・動物にかまれてのケガ



飼い主がいる動物にかまれた場合

3

①②以外のケガ

健康保険の適用となります。  
その後の手続きは必要ありません。

**\*\* ご注意ください \*\***

仕事中または通勤途中のケガ等に健康保険を使うと、一時的に治療費の全額を自己負担していただくこととなります。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ ☎099-803-3276



全国健康保険協会 鹿児島支部  
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階  
TEL : 099-219-1734(代表) FAX : 099-219-1743

メルマガの登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～

